

## 「パーキングパーミット制度」を知っていますか

パーキングパーミット制度とは、身障者用駐車場を必要とする人に県内に共通する利用証（パーキングパーミット）を交付し、駐車場を利用できる人を明らかにすることで、身障者用駐車場の適正利用を図る取り組みです。



### ●利用できる人

- ・身体障害者で歩行が困難な人（障害の個別等級に該当）
- ・高齢者で歩行が困難な人（要介護1以上の人）
- ・難病患者で歩行が困難な人（特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの人）
- ・知的障害者で歩行が困難な人（療育手帳の障害程度「A」の人）
- ・一時的に歩行が困難な人（けがや病気の人、妊産婦）

### ●有効期間

- ・身体障害者、高齢者、難病患者及び知的障害者…5年（更新）
- ・けがや病気の人…1年未満で診断書に記載された期間
- ・妊産婦…妊娠7か月～産後3か月（多胎児の場合は妊娠6か月～産後3年）

### ●手続きできる場所 市役所1階 高齢・障害者支援課

### ●手続き方法 本人または家族が必要書類（障害者手帳や介護保険被保険者証、母子手帳、診断書など）をもって、窓口にお越しください。手数料は無料で、原則即日交付します。



くわしくは、**高齢・障害者支援課（☎0952-75-4823）**にお問い合わせください

## 「高齢者趣味の作品展」に出展しませんか？



■条 件… 多久市内に居住する60歳以上のアマチュアの人が令和7年4月から令和8年3月までに作成した作品（写真、絵、書、手芸品）

■募集期間… 4月1日（水）から10日（金）まで

■申し込み… 高齢・障害者支援課（☎0952-75-6033）にお持込みください。

■出 展 料… 無料。4月14日（火）から24日（金）まで市役所で展示します。